

京都市障害者施策推進審議会条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第37号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

京都市障害者施策推進審議会に、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため、同審議会に部会を置くことができることとするとともに、委員の秘密を守る義務について定めることとしました。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

京都市障害者施策推進審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第37号

京都市障害者施策推進審議会条例の一部を改正する条例

京都市障害者施策推進審議会条例の一部を次のように改正する。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(部会)

第6条 審議会は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)